

【活字】

引当借用証書

(印)
(印紙)
一金拾圓也

此引当同郷字上の原_ニ下々畑五畝歩

右、金正_ニ受取借用候所実正也、此金

返済之儀者、本年九月廿日限り一ヶ月

金拾五圓_ニ付廿五錢之利子相添、元利共

急度返済可申候、万一差滞り候ハ、

前頭引当之地所加判人引請、金圓_ニ

致_シ返金可申候、為後日証書如件

大宮郷

明治十一年三月六日

借用人

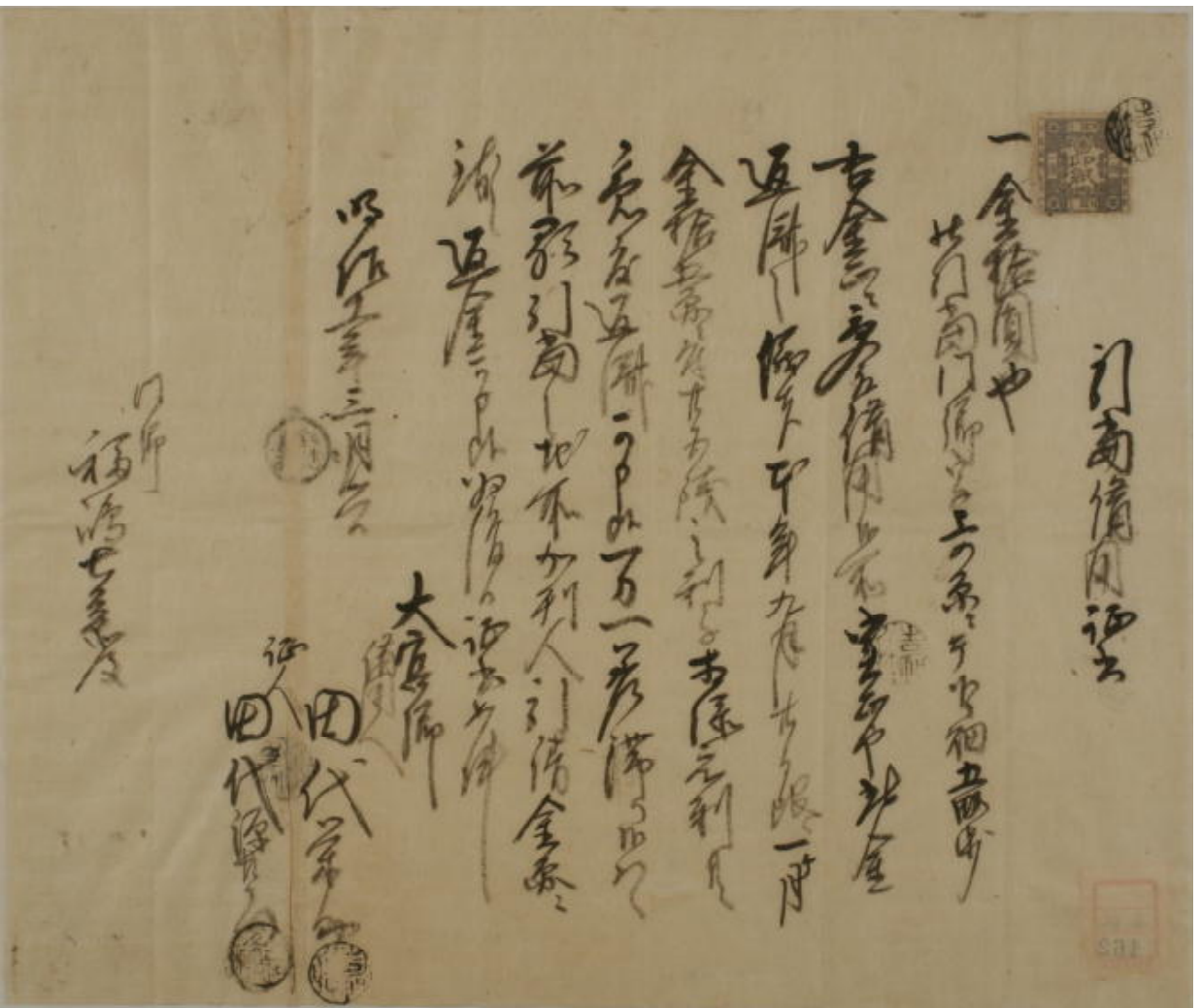
田代栄助(印)

証人

田代源左衛門(印)

同郷

福島七兵衛殿



【書き下し文】

引き当て借用証書

一つ 金十円なり

この引き当て同郷字上の原にて下々畑五畝歩

右、金正に受け取り借用候所実正なり、この金

返済の儀は、本年九月二十日限り一ヶ月

金十五円につき二十五銭の利子を相添え、元利共に

きつと返済申すべく候、万一差し滞り候はば、

前頭の引き当ての地所を加判人引き受け、金円に

致し返金方すべく候、後日のため証書くだん件の如しこと

大宮郷

借用人

明治十一年三月六日

田代栄助(印)

証人

田代源左衛門(印)

同郷

福嶋七兵衛殿